

会員各位

(公社)岡山県バス協会

令和元年度 岡山県バス協会・日本バス協会各種助成事業について

平素より協会事業につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記について岡山県バス協会と日本バス協会の交付金事業を下記のとおり実施いたします。

助成の申請をされる場合は、実施要領・申請様式の詳細をお送りしますので、岡山県バス協会までご連絡下さい。(期限がありますのでお早めにお願ひします。)

記

《岡山県バス協会事業》

【申請書提出期限：令和元年11月29日(金)】

•EMS及びドライブレコーダー普及事業

助成対象：平成31年4月1日～令和2年2月29日に次の機器を導入・装着する場合

	(助成限度額)
① エコドライブ実践効果のあるEMS用車載器	1万円
② EMS・ドライブレコーダー併用型車載器	2万円
③ EMS用事業所用機器	10万円
④ 映像記録型ドライブレコーダー	1万円

※ ドライブレコーダーは、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示(平成28年11月17日国土交通省告示第134号)」に該当する機器とする。

※ 1事業者当り①、②、③、④ 併せて30万円を限度とする。

※ 対象機器の導入に際し、国又は地方公共団体等から補助を受ける場合は、助成対象となりません。

※ 助成額の予算を上回った場合は、調整し、減額することがあります。

•睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策事業

助成対象：平成31年4月1日～令和2年2月29日までに専門検査機関によるスクリーニング検査を受ける場合

1名当たり 上限2,500円

<1事業者当たりの助成限度：20名/50,000円>

※ 助成額の予算を上回った場合は、調整し、減額することがあります。

※下記3種類の助成事業につきましては、来年2月中旬頃に改めてこちらから調査をさせていただきますので、現時点での申請は不要です。

●運転者等適性診断、他

- 適性診断（一般）
- 適性診断（初任）
- 適性診断（適齢）
- 運輸安全マネジメント講習

助成対象：

- 平成31年4月1日～令和2年2月29日までに国が認定した機関で実施した場合。（注意：期間は令和2年2月末までとし、3月に受けられた場合は助成できません。）
- 岡山県内の営業所で、バス事業の運転に従事しているか、従事しようとする者に限ります。運輸安全マネジメント講習は、マネジメントに従事する者も含まれます。

※ 事業者が支払った場合は、後日領収書本通をもって助成します。

●運行管理者等講習

- 一般講習
- 基礎講習

助成対象：

- 平成31年4月1日～令和2年2月29日までに国が認定した機関で実施した場合。（注意：期間は令和2年2月末までとし、3月に受けられた場合は助成できません。）
- 岡山県内の営業所で、バス事業の運行管理実務を行う者又は行う予定の者に限ります。

※ 事業者が支払った場合は、後日領収書本通をもって助成します。

●運転記録証明

助成対象：平成31年4月1日～令和2年2月29日までに、岡山県内の営業所所属で、バス事業の運転業務に関係する者の証明の交付を受けた場合。（交付日が3月の場合は助成できませんので、お早めにご申請下さい。）

※下記の助成事業につきましては、本年12月頃に改めてこちらから調査をさせていただきますので、現時点での申請は不要です。

【申請書提出期限：令和2年1月15日（水）】

●一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業

助成対象：会員事業者が一般貸切旅客自動車運送適正化機関（一般社団法人中国貸切バス適正化センター）に負担金を納付した場合。

1事業者当たり 負担金額の1/3（岡山県内営業所の負担金に対して）
<1事業者当たりの助成限度：3万円>

《日本バス協会 助成事業》

【申請書提出期限：令和元年11月20日（水）】

• 人と環境にやさしいバス普及事業

助成対象：平成31年4月1日～令和2年3月31日に導入した車両

(環境にやさしいバス・安全なバス)	(助成限度額)
① ハイブリッドバス	300千円
② CNGバス	300千円
③ CNGバス（改造）	100千円
④ 燃料電池バス・電気バス	300千円
⑤ 衝突被害軽減ブレーキ装備車	100千円
⑥ 衝突被害軽減ブレーキ装備車（後付）	100千円
(人にやさしいバス)	
⑦ ノンステップバス	300千円
⑧ リフト付バス	500千円
⑨ 低床スロープ付バス	100千円

※ 同一車両に①～⑨のいずれか1つの助成となります。

※ 国又は地方公共団体等から同一目的の補助を受ける場合は助成対象となりません。
(衝突被害軽減ブレーキ装備車、〃（後付）は国からの補助を受けても助成対象となります。)

※ 平成31年4月1日から令和2年3月31日に新車登録する車両。（リース可）
また、改造、後付けはこの期間に改造又は装置取り付けする車両。

※ 予算額を上回る申請があった場合は助成単価が調整されます。

• 地方路線バス及び貸切バス助成事業

助成対象：平成31年4月1日～令和2年3月31日に導入した車両

① 地方路線バス助成事業

路線バスとして使用する中古車両（初度登録がH10.10.1からの長期規制適合車以降）で、政令指定都市以外に車両登録する中古車両

1両当たり	50千円	
1事業者当たり	500千円	を限度とする。

※ 政令指定都市以外と政令指定都市を結ぶ路線で使用する車両登録が政令指定都市以外の場合は助成対象となる。

※ 政令指定都市と政令指定都市以外を結ぶ路線で使用する車両登録が政令指定市であっても助成対象となる。

②貸切バス助成事業

貸切バスとして使用する中古車両（初度登録がH10.10.1からの長期規制適合車以降）

1両当たり	50千円	
1事業者当たり	500千円	を限度とする。

※「人と環境にやさしいバス普及事業」と「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の両助成事業の申請はできません。

【申請書提出期限：令和元年9月20日（金）】

•バス運転者の大型二種免許所得養成助成事業

助成対象：平成30年10月1日～令和元年9月30日の期間に大型二種免許を取得した社員。（正社員、契約社員、嘱託社員）
事業者が貸付した場合、免許取得費用の免除がこの期間に終了した社員。

運転者1名につき 50千円
<1事業者当たりの助成限度：10名／500千円>

本年度から、助成条件の“バス運転者として選任され、運転業務に従事する者”が削除されました。

緩和措置として昨年度（平成29年10月1日～30年9月30日）にこの条件で助成されなかった場合は、特例として、本年度申請できます。

※大型二種免許は、道路交通法第86条第1項に定めるものであること。

※免許取得方法は、公認の自動車教習所であること。

※免許取得費用は事業者が自動車教習所に支払った費用を対象とし、費用負担額は助成額を上回るものとする。

以上